

第1条 本連盟に次の委員会を置く。

1. **総務委員会**

《全般業務》

- (1)各委員会との連絡調整に関する事
- (2)予算及び決算に関する事
- (3)その他、他の委員会に属さない事項に関する事
- (4)本連盟のチーム登録に関する事

〈大会業務〉

- (1)旭川地区協会との連絡調整に関する事
- (2)大会要項の作成及び運営の総括に関する事
- (3)代表者会議及び開・閉会に関する事
- (4)選手登録・抹消に関する事
※ 選手名簿の作成に関する事
二重登録の確認に関する事

2. **審判委員会**

《全般業務》

- (1)審判講習会及び研修会の企画・運営に関する事

〈大会業務〉

- (1)大会の審判に関する事
- (2)公認審判員の育成に関する事

3. **競技委員会**

《全般業務》

- (1)大会の年間スケジュールの立案及び調整に関する事
- (2)イベントの企画及び運営・調整に関する事

〈大会業務〉

- (1)大会会場の確保及び運営に関する事
- (2)大会の組合せ及び抽選に関する事
- (3)大会の試合進行に関する事
- (4)大会の記録整理及び保管に関する事
- (5)大会のT・O（用具・割り当て・養成等）に関する事
- (6)行事及び各種大会の情報伝達に関する事
- (7)大会の表彰に関する事
- (8)報道機関との連絡調整に関する事

第2条 各委員会の委員長は、本会の役員がこれにあたる。

第3条 この規定に定める各委員会の業務について変更等する場合には、常任理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

- (1)各委員の業務についての細目は、各委員長が別に定めることができる。

第4条 この規定の改定は、常任理事会において行う。

付 則 この規定は平成10年5月21日から施行する。
この規定は平成15年4月24日改定施行する。
この規定は平成24年4月24日改定施行する。
この規定は平成31年4月12日改定施行する。

その他

1 審判委託料について

- (1)1回目3,000円とし、以降については2,000円ずつ加算となる。
- (2)委託の連絡は3日前までにする事。
それを過ぎての委託については、委託料の他に2,000円を加算する。